

令和2年6月25日

魚沼市議会議長 遠藤 徳 一 様

産業建設委員会

委員長 佐藤 敏 雄

産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 閉会中の所管事務等の調査について
(2) その他

- 2 調査の経過 6月25日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、令和元年度市内スキー場の入込数・営業日数について
執行部から報告を受け、質疑を行った。

産業建設委員会会議録

1 審査事件

- (1) 請願第2号 種苗法一部改正案の撤回を求める請願書
- (2) 議案第55号 魚沼市営住宅条例等の一部改正について
- (3) 議案第57号 四日町排水ポンプ場土木工事請負契約の締結について
- (4) 議案第60号 財産（ロータリ除雪車）の取得について
- (5) 議案第61号 財産（除雪ドーザ）の取得について

2 調査事件

- (6) 閉会中の所管事務等の調査について
- (7) その他
 - ・令和元年度市内スキー場の入込数・営業日数について

3 日 時 令和2年6月25日 午前10時

4 場 所 本庁舎3階 委員会室

5 出席委員 星 直樹、浅井宏昭、富永三千敏、佐藤敏雄、大屋角政、岡部計夫、
(遠藤徳一議長)

6 欠席委員 なし

7 紹介議員 高野甲子雄

8 説明員 佐藤市長、武藤産業経済部長、星産業経済部副部長、大羽賀農政課長、
岡部都市整備課長、鈴木観光課長

9 書記 佐藤議会事務局長、今井主任

10 経過

開 会 (10:00)

佐藤委員長 定足数に達していますので、ただいまから産業建設委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。まず、本委員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 請願第2号 種苗法一部改正案の撤回を求める請願書

佐藤委員長 日程第1、請願第2号 種苗法一部改正案の撤回を求める請願書を議題としま

す。最初に、紹介議員であります高野甲子雄議員に説明を求めます。高野議員、紹介議員席にお座りください。

高野議員 おはようございます。紹介議員の高野甲子雄です。種苗法一部改正案の撤回を求める請願でありますけれども、まず請願者であります堀井修氏について紹介させていただきます。小千谷市片貝の方でございます。新潟県の職員として昭和43年4月に採用されまして、農業改良普及員として農業経営、果樹栽培を農家に指導する仕事をされておられた方でございます。1990年代後半、オレンジ、牛肉、サクランボの輸入自由化問題に関わりながら、その後米の輸出入問題を中心に、食料問題などで世界中を駆け回り、10年前県職員を退職、片貝町で米と果樹栽培をしながら百姓塾を立ち上げて今日に至っています。百姓塾ということで年に一、二回学習会といいますか、合宿をして、意見交換なり活動の報告なりをしている塾でございます。それでは趣旨説明に入らせていただきます。請願の趣旨、理由については、記載のとおりであります。この請願の根本については、いわゆる種は命の根源であるということで、これについてはしっかり守っていかなければならないということで、この種を守るということが地域農業や農家を守り、消費者の食料選択の自由を保障する。安定した農作物、農業を守るためという請願でございますので、請願を採択いただくようお願いしたいと思います。この中に出てきます、種苗法とか種子法の関係について新潟県議会の動きを少し紹介させていただきますけれども、種子法というものがありますが、優良な種子の安定的な生産と普及を国が果たすべき役割と定めて、普及すべき優良品種、いわゆる奨励品種になりますけれども、この選定やその原原種及び原種の生産と安定供給に都道府県が責任を持つということが定められた法律ですけれども、これが2018年の4月をもって廃止されました。新潟県はいち早く問題にしまして、2017年12月県議会で、廃止されても県条例で従来と変わらない対応をするという知事答弁がなされまして、2018年2月議会で県の条例として満場一致で制定され、現在実質的には県の条例で種子法の働きをしているということでございます。また、この種子法が廃止された後の2018年9月県議会では主要作物種子法の復活を求める意見書が満場一致で採択され、新潟県の場合は今農業ができていくということでもあります。そういうことで、種は命の根源でございます。それを守るための請願でありますので、ぜひ採択いただきますようお願いし、紹介議員の説明とさせていただきます。

佐藤委員長 これから紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありますか。

岡部委員 今ほど、請願者の方は百姓塾の塾長で小千谷市にお住まいであるということでした。今ほど県議会の情報について話は聞かせていただきましたけれども、今回の請願は地元である小千谷市議会には出ているのかどうか、その内容について、その辺の情報がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

高野議員 すみません。他の議会への請願ということについては、本人から確認はしておりません。

岡部委員 いろいろな方法があると思いますが、国でもパブリックコメントを募集しているということですが、堀井さんは、国に対してパブリックコメントということでの要望みたいなこともあるかと思うんですけども、その辺は確認しておりますか。

高野議員 確認してはおりませんが、この問題については、この百姓塾で3月に勉強会をする予定にしておりました。ですが、この新型コロナウイルス感染症の関係でそれが取

りやめになったということで、私のほうではそのような情報はつかみきれておりません。

岡部委員 魚沼市以外からこういったことで請願が上がってきたわけですが、紹介議員のほうで種子を守る会とかJ Aとか、ほかの団体等の連携の中の、この請願に対する内容とか要望事項とか、この取組について聞かせていただければと思います。

高野議員 この関係について、ほかの団体がしているかということについては分かりませんが、農林水産大臣を務めました山田正彦さん、この方が一生懸命全国を回って、この種子法なり種苗法の問題について、講演なりをしていると聞いております。

浅井委員 この請願を見る限り、私は賛成でも反対でもないんですけども、今岡部委員の質疑に対して、紹介議員から小千谷のほうで請願がどうなっているか分からないとか、請願を出すにあたり分からないことがちょっと多すぎるんじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。

高野議員 確かにそう言われれば、ほかの議会の関係については確認すればいいんですけども、そこまで少し配慮が行き届かなかったということを指摘されればそのとおりでありますけれども、この種子法の関係につきましては私も問題視しておりまして、その流れの中で請願ということで引き受けさせていただいたということでございます。

浅井委員 この改正の中で、市内のどのような人が影響を受けるのか教えてください。

高野議員 まず、一番の懸念は民間が作った品種、これについては特許を取られてしまうということもありまして、特許を取った種を使うには買わなければならないという状況になります。そうすると、皆さん分かりますように種はF 1ということで、一代限りの種になっていますので、毎年特許を持っている企業なり、民間でもいいんですけども、取るとなれば企業、特に財力を持っている企業に種が集中するという形になりますので、そこから種を買わなければならないということで、種を買うコストが非常に高くなって、農業経営については影響が出ると考えておりますし、小さな農家にしてみれば、今も買っているわけですが、いわゆる種の値段に対して高い種を買わなきゃいけなくなるということで、そこが一番危惧しているところです。

浅井委員 種苗法が改正されると、影響が出るのは自家増殖でいうところの新之助、あまおう等があると思いますが、改正されてもコシヒカリやあきたこまちなどが自家増殖など、利用が制限されないのはなぜでしょうか。

高野議員 これが登録品種になっているからだというふうに思っています。私が心配しているのは、今は遺伝子組換えができますから、逆にいうと在来種なり、できていない種苗を作り出して、その特許を取ればそれを使わざるを得なくなるという状況で、企業は利益優先で生産しますので、そういう種を買わざるを得ない状況が出てくるのだろうと、ここを一番心配しています。

岡部委員 請願者が執行部に対して、この請願についてどのように要望しているのかお聞かせください。

高野議員 それは私のほうから確認はしておりません。

富永委員 これを見させてもらったときに非常に論法がおかしい感じがして、冒頭の5行目は確かにそのとおりなんですけども、その後はちょっと疑問な点がいっぱいあるんですが、6行目のところから「自家増殖をこれまでの原則自由から原則禁止に変えて、育成権者の許諾なしに使えないようにすることが盛り込まれています」とあって、その下

に「これまでは認められていました」と書いてますけど、これまで自家増殖が認められたことを請願する、紹介議員はどのように感じますか。

高野議員 この部分については、自家採取ということで、自分のうちで作る野菜なりの種は、自分で今年の収穫物の中から優秀な種を来年使うというのが自家増殖です。果物等の場合については、挿し芽とか挿し木ということで、接いでいくというやり方をします。そういうことについてもできなくなると。これはうちの登録してある品種だから許諾料を払いなさいということで、その特許者から言われれば裁判になるということで、これについては国際的には韓国とかカナダでは、そういうことで国が訴えられて、多額の賠償金を払わなければいけなくなったという事例も聞いていますので、これも一つ大きな問題だろうということここでここに書いてあると思っています。

富永委員 この文面を見ますと、これまでどおり登録品種であったとしても自家増殖をさせてほしいという、そういうふうな意味合いだと思うんですけども、冒頭のところに書いてありますけども、多額の費用を投入して、新品種を開発するわけですよ。これまでの種苗法だとそれは規制できなくて、今回の改正によって、苦勞して開発をした新品種を誰でも使えないように、要は育成者の権利を守るための改正だと思います。ですので、これまでどおり自家増殖を認めてほしいというような内容になると育成者の権利を無視する、この請願内容はそういう内容になると思います。ですので、これは請願の趣旨からすると不都合じゃないかなと私は思いますが、紹介議員はどう思われますか。

高野議員 そのとおりだと思います。私が懸念するのは、そういう品種改良を自家農家が続けていくことについては、作物は地域性がありますから、作物を栽培するのにある程度広がり限定されます。そういうことで、自家採取については全国的に市場を独占するというのはなかなか減りませんけれども、種を製造販売する大企業がやりますと、種の値段が自由に決められるわけですから、この種を独占なり、寡占されるとその国の食料の調達がなかなか安定的にいかないという事例が出てきますので、そこを心配しております。この原則禁止ということになりますと、種の特許、生産が、金を持っている大企業に集中するということが、自由に農家が作物を作れなくなるということでありまして。メキシコは、アメリカの移民が問題になっておりますけども、メキシコは条例で I S D 条項ということで企業の利益に反する法律や規則については、それを制定した国や自治体を訴えることができるという項目があります。そのことによって、とうもろこしは主食でありますけれども、そこで種を独占されたことによって農業を続けていけなくなって、今のアメリカに出稼ぎに行くというような状況が起きたという話も聞いております。そういうことは心配しています。

佐藤委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで紹介議員に対する質疑を終結します。紹介議員は退席をお願いします。(紹介議員退席) 続いて、本件に関しまして、執行部に確認しておきたいことがありましたら発言を許します。

富永委員 今回の一部改正案の目的は、海外流出防止と自家増殖禁止の大きく2つだと思いますが、海外流出防止の観点から今回持ち出し制限とかを考えて、この改正を考えるということですけども、現在提案されようとしているこの改正案は海外での品種登録までは書いていないんですよ。そうすると中国だったり韓国だったり、他国で増殖をして日本に輸出するという問題が出てきているので、そこも今回の改正の中に盛り込まなかったのは

どういう理由でしょうか。分かりましたら教えてください。

武藤産業経済部長　今ほどの富永委員のお答えですけれども、最終的な詳細につきましては、先週閉じました通常国会で審議がなされませんでした。国会で審議がなされていない状況でございますので、詳細につきましては私どもではお答えしかねるということでございます。

富永委員　わかりました。自分が知っている限りでは、外国での増殖を禁止するためには、国ごとに品種登録をしないと駄目だということがあって、そこが難しいということは聞いています。それからもう一つ、さきほど浅井委員から紹介議員へ質疑がありましたが、当市でこの改正によって影響を受ける農家はどの程度いらっしゃるのか、分かりましたら教えてください。

武藤産業経済部長　今ほどの改正案に基づく、私どものほうで得た情報の中では、さきほども審議されておりますが、一般品種と登録品種がそれぞれ定められております。その中で様々な作物が表で表されております。具体的にはさきほど話が出た、例えばコシヒカリ等については一般品種である。当市でも栽培をしております米ですと、新之助等は登録品種となるという案となっております。そのほかの詳細な作物につきましては、どういう作物をどなたが栽培しているか100%把握しておりませんのでお答えはしかねます。

富永委員　ということは、恐らく当市でこの改正によって影響を受ける農家はほとんどないと思うんですけども、振興局に確認をしたところ、やはりそういった回答でした。あと一つ、登録をするには登録の費用がかかるわけですが、植物で25年、樹木で30年の期間を毎年登録維持費を払って登録を継続するわけですが、現在のところは約90万円くらいと聞いていますが、今回の改正案ではこれがトータル的には半額くらい、最初の登録費用、それから毎年毎年の登録維持費用の全部合わせると半額以下になるとは思います。そうでしょうか。

武藤産業経済部長　委員が収集された情報ではそうかと思いますが、いずれにしても国会での審議が全くなされていないということでお答えは控えさせていただきます。

富永委員　それから品種を仮に増殖する場合の許諾料ですが、これについて稲だとかぶどう、いくらくらいかかるかというのはご存知ですか。

武藤産業経済部長　今ほどのご質問につきましては分かりかねます。

富永委員　仮に登録品種を農家が増殖するために苗代、種子代を払う場合の許諾料の占める割合が非常に少ないんですね。稲で1,600円のうち約3円弱、ぶどうの4,000円で60円となっているので、そういったこと考えると影響も少ないと思いますので、私は今回の請願は内容的に論理性がなく、採択すべきでないと考えます。

佐藤委員長　ほかに執行部に確認したいことはありませんか。(なし)

浅井委員　本請願は国に対し、種苗法一部改正案の撤回を求める請願であります。国会では審議されず見送りとなっておりますし、請願者の地元である小千谷市議会には提出されていないことを踏まえて、請願第2号 種苗法一部改正案の撤回を求める請願について、さらに調査研究する必要がありますので、継続審査の動議を出します。

佐藤委員長　ただいま、浅井委員から継続審査の動議が提出されました。お諮りします。本件については、この動議のとおり継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手多数であります。よって本動議は可決されました。請願第2号 種苗法一部改

正案の撤回を求める請願書は継続審査とすることに決定されました。

(2) 議案第55号 魚沼市営住宅条例等の一部改正について

佐藤委員長 日程第2、議案第55号 魚沼市営住宅条例等の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

佐藤市長 ございません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第55号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第55号 魚沼市営住宅条例等の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第57号 四日町排水ポンプ場土木工事請負契約の締結について

佐藤委員長 日程第3、議案第57号 四日町排水ポンプ場土木工事請負契約の締結についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

佐藤市長 ございません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

岡部委員 今回ポンプ場の土木工事ということで、この後ポンプとか含めて、この工事の総額はどれくらいになるのか教えてください。

星産業経済部副部長 排水ポンプ場の工事費の総額ということでお答えしますが、今のところ総額としては24億円程度を見込んでおります。

岡部委員 工事期間はいつまでを見込んでいますか教えてください。

星産業経済部副部長 この工事が終わる最終年度ですが、予定としては令和7年度を完成目標としております。

富永委員 本会議で説明を受けましたが、確認させてください。予定しているポンプの能力等を教えてください。

星産業経済部副部長 排水能力ですが、1秒間に3.9トンとなっています。ポンプですが、ポンプが3つありまして、大きいポンプが直径80センチ、毎秒1.75トンのポンプが2台、小さいポンプとして直径50センチの毎秒0.4トンのものが1つ、以上3つポンプを用意しております。

富永委員 降雨量について、毎時42ミリの雨が降っても大丈夫という説明でしたが、それでよろしいでしょうか。

星産業経済部副部長 今回の排水ポンプ場の排水能力ですが、7年確率の雨で計算をしております。平均降雨強度としては時間当たり42ミリで計算をしております。

富永委員 この川に流れ込む流域面積はどれくらいでしょうか。

星産業経済部副部長 今回の流域面積ですが、計画の流域面積は40ヘクタール弱になります。

富永委員 40ヘクタールということは、40万平方メートルで、非常に少ないような気がするんですけど、間違いはないんでしょうが、ここに毎時42ミリの雨が降って、山林で飽和したものが流れ込んで川に入ってきますけど、それを計算して、さきほどの毎秒3.9トンの排水能力で間に合うという、そういう設計なのでしょう。

星産業経済部副部長 計算上は今ほど言いました流域面積、40ヘクタール弱で時間当たり42ミリの雨が降っても一応大丈夫な能力として毎秒3.9トンというポンプの能力を計算しております。

浅井委員 毎秒3.9トンということですが、これを造ることによって下流域、堀之内のほうへの影響というのはどのようにお考えでしょうか。

星産業経済部副部長 下流域への影響はないものと考えております。ただ、魚野川の水位が上がってきますと、魚野川を管理している事務所から、もう排水するなという連絡がくる可能性があるという話は聞いてますけども、それがどういった水位に対してくるかは、まだ協議中ですので、今のところは下流域に影響はないものだと思っております。

佐藤委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第57号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第57号 四日町排水ポンプ場土木工事請負契約の締結については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第60号 財産(ロータリ除雪車)の取得について

(5) 議案第61号 財産(除雪ドーザ)の取得について

佐藤委員長 日程第4、議案第60号 財産(ロータリ除雪車)の取得について及び日程第5、議案第61号 財産(除雪ドーザ)の取得についての2件を一括議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

佐藤市長 ございません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

岡部委員 今回の仕様書を見ますと平成15年式ということですが、17年くらいたっているわけですが、入替えの基準についてお聞かせください。

星産業経済部副部長 更新の基準ですが、それぞれ耐用年数ですとか稼働時間、修理の実績を点数化して、点数の高い順に更新をしております。

岡部委員 今回3社が入札に参加していますが、市内で入札に参加する業者というのはこの3社以外に可能性のある、これを受けられる業者というのは何社くらいあるのでしょうか。

星産業経済部副部長 今回の入札に関しては一般競争入札ですので、手を挙げてもらったのが3社ということです。

佐藤市長 業者であれば、資格を持っていれば参加できるということになるわけですが、それがメーカーさんとうまくかどうかという問題もありますので、それを何社あると言われても、それはお答えできないという話だと思います。

岡部委員 今回のロータリ除雪車6月で1台ということで、ドーザもありますが、今年の秋

口になると9月議会でこんなのが出てくるかなということが予想されますけど、秋とか雪が降るまでの間に入れ替えは何台ありますか。

星産業経済部副部長 除雪機械の入れ替えにつきましては、今年入れ替えを予定しているものは、今回のロータリ除雪車と除雪ドーザのほかに小型のロータリ除雪機があります。計3台になります。

佐藤委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第60号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第60号 財産(ロータリ除雪車)の取得については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。これから議案第61号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第61号 財産(除雪ドーザ)の取得については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 閉会中の所管事務調査について

佐藤委員長 日程第6、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。ここで市長は、都合により退席となりますが、退席前に議員の皆様から市長に対し何かございませんか。(なし) 市長から何かございませんか。(なし) なければ市長はこれで退席いたします。しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10:45)

(市長退席)

再 開 (10:46)

佐藤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

(7) その他

・令和元年度市内スキー場の入込数・営業日数について

佐藤委員長 日程第7、その他を議題とします。まず、令和元年度市内スキー場の入込数・営業日数についてを議題とします。資料が配付されておりますので、執行部に説明を求めます。

武藤産業経済部長 それでは、配付させていただきました資料について説明を申し上げます。

こちらの資料につきましては、魚沼市内のスキー場において令和元年度の少雪の影響を受けました12月から本年、実際には3月ということですが、3月までの営業が可能であった日数、それから各スキー場の入込数を表にさせていただきます。以上でございます。

佐藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

浅井委員　学校の受入れの影響は、例年に対してほぼゼロだったのでしょうか。

武藤産業経済部長　今ほどの受入れについてはゼロではございません。須原スキー場で江戸川区を受け入れております。

浅井委員　江戸川区が何人くらい来たか分かったらお願いします。

武藤産業経済部長　江戸川区からは19校、1,986人でございます。

佐藤委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することをご異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。その他、委員の皆さんから、ご意見、協議事項等はありませんか。(なし) それでは最後に私から、先日の議長・委員長定例会議で、委員長就任当時に作成した課題の進捗状況について報告いたしましたので、委員の皆さんのお手元に資料として配付させていただきましたが、これについて若干報告いたします。お手元の資料では26項目課題があります。森林環境譲与税と観光振興については昨年11月に行政視察で報告書を取りまとめておりますが、当地としての対応策についてはさらなる調査が必要と考えております。今後はこの表に基づいて課題の進捗管理を行いたいと思います。なお、新型コロナウイルス感染症に関する問題が新たに発生しておりますので、最大の課題として項目を起こしたいと思います。次の課題はスキー場問題です。残された期間は少ないですが、全力を上げて調査検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上でほかの皆様から発言がなければ閉会といたします。

富永委員　この課題をどこからやるかというのは今後ですか。

佐藤委員長　今後になります。ただ、さきほど私が申し上げましたように最重要課題がコロナ対策、次に私はスキー場対策だと思っています。一応挙げた課題については、期間がありませんけども、全てに向かって取り組んでいきたいと考えております。ほかに何かありませんか。(なし) 本日の会議録の調製については、委員長に一任願います。本日の産業建設委員会はこれにて閉会します。

閉　　会 (10 : 50)